

新潟市避難者就学援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に含まれる市町村（以下「特定被災区域」という。）に居住し、同日以降、本市に避難している児童及び生徒の保護者（以下「特定被災区域からの避難者」という。）に対し、学用品費等の必要な費用の援助を与えることにより、教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特定被災区域からの避難者で、新潟市立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童、生徒の保護者
- (2) 特定被災区域からの避難者で、新潟市以外が設置する小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童、生徒の保護者
- (3) 特定被災区域からの避難者で、新潟市立の小学校または新潟市以外が設置する小学校に次年度入学する予定者（入学前に新潟市外へ転出するものを除く。）の保護者

(認定基準)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する学校に就学する場合は、新潟市就学援助事業実施要綱（平成7年4月1日制定）第3条を適用する。

(援助費目及び援助額)

第4条 前条の認定基準に応じ、援助費目は次の各号とし、予算の範囲において援助を行う。

- (1) 要保護者にあつては、別表第1及び別表第2に定める費目のうち生活保護法の扶助の対象になっていないもの
- (2) 第2条第1項第1号に該当する者にあつては、別表第1に定める費目を、同項第2号に該当する者にあつては、同表に定める費目のうち学校給食費、医療費及びスポーツ振興センター共済掛金保護者負担分を除く費目
- (3) 同条第3号に該当する者にあつては、別表第1に定める費目のうち新入学児童学用品費等のみを援助対象とする。

(申請の手続)

第5条 援助を受けようとする者は、別に定める申請書により、学校長又は園長を經由して新潟市長に提出するものとする。ただし、第2条第1項第3号の者については、教育委員会へ直接提出するものとする。また、第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する学校に通う者の保護者から提出された申請書については、あて先を新潟市教育委員会から新潟市長に読み替えるものとする。

(援助の決定)

第6条 新潟市長は、申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、援助を受ける者を決定する。

(通知)

第7条 第6条に定めた申請書の提出があつて援助の決定を受けた者には、別に定める通知書によりその旨を通知する。

(支給方法)

第8条 援助は、原則金銭の給付により行うこととする。また、必要に応じて、保護者に給付する援助費を、保護者からの受領委任により学校長又は園長に支払うことができるものとする。

(支給時期)

第9条 第2条に該当する者に対する援助費の支給時期は新潟市長が別に定める。

(返還)

第10条 新潟市長は、援助費の過払いが生じた場合には、これを返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

(東日本大震災の避難者に対する就学援助事業取扱基準の廃止)

2 東日本大震災の避難者に対する就学援助事業取扱基準(平成23年4月1日制定)は、廃止する。

(生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例)

3 平成25年7月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者(以下この項において「生活扶助等受給者」という。)であつて、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であつた者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。

4 平成26年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者(以下この項において「生活扶助等受給者」という。)であつて、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であつた者に係る第4条第

1号の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。

5 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。

6 平成30年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。

7 令和元年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。

8 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。

9 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行し、改正後の要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行し、改正後の要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第6条に規定する申請書を提出し、かつ、第7条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

別表第1（第4条関係）

援助費目	援 助 額	
	小学校	中学校及び中等教育学校前期課程
学用品費	年額 15,630円(月割支給)	年額 26,730円(月割支給)
新入学児童生徒学用品費等	54,060円 (入学年度の前年度に認定されている新入学予定者に支給) 63,000円 (2月に認定されている第6学年の者に支給)	/
通学用品費	年額 2,270円(月割支給)	年額 2,270円(月割支給)
校外活動費 (宿泊なし)	年額 1,600円(月割支給)	年額 2,310円(月割支給)
生徒会費	/	年額 5,550円(月割支給)
校外活動費 (宿泊あり)	実費額(限度額 3,690円)	実費額(限度額 6,210円)
P T A会費	年額 3,450円(月割支給)	年額 4,260円(月割支給)
卒業アルバム代	年額 11,000円(月割支給)	年額 8,800円(月割支給)
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
医療費	実費額	実費額
スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	免除	免除

別表第2（第4条関係）

援助費目	援 助 額	
	小学校	中学校及び中等教育学校前期課程
クラブ活動費	年額 2,760円(月割支給)	年額 30,150円(月割支給)
生徒会費	年額 4,650円(月割支給)	/